

経営管理実施権配分計画

1 個別事項

整理番号	配-荒川久那								(名称)	(所在地)		
									株式会社ウッドイーコイケ 代表取締役 小池 文喜	埼玉県秩父市下影森181番地		
									(氏名又は名称)	(住所又は所在地)		
									秩父市長 清野 和彦	埼玉県秩父市熊木町8番15号		
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)									経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間(終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢				
1	秩父市荒川久那	4010	3	23	山林	0.9011	スギ	75	2026.5.1	2035.3.31	○ 存続期間中に間伐及び間伐により生じた木材の販売を1回実施するものとする。 ○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のための年1回森林の巡視を行うもの ○ 林道からの目視によって判断できる限りで行う。	(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から間伐に係る経費、木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。 (2. 木材の販売収益の額の算定方法) ○ 間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 (3. 伐採等に要する経費の算定方法) ○ 乙が算定する間伐に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 ○ 乙が算定する木材の販売に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 ○ 社会情勢の変化等、経営管理実施権者の責によらない場合で、当初見積額の2割を超える経費の増が見込まれる場合は、その根拠を明らかにした上で、乙に対して改めて見積書を提出し、乙の了承を得た場合は、当該見積の額に基づいて経費を算定することができる。 (4. 留意事項) ○ 伐採等に要した経費の実費が(3. 伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。
2	秩父市荒川久那	4012-1	3	24	山林	0.1304	スギ	70				
3	秩父市荒川久那	4013-1	3	33	山林	0.1824	スギ	85				
4	秩父市荒川久那	4019	3	23	山林	1.2621	スギ	75				
5	秩父市荒川久那	4020	3	25	山林	0.3153	スギ	85				
6	秩父市荒川久那	4010	3	23	山林	0.9011	スギ	75				
7	秩父市荒川久那	4019	3	23	山林	1.2621	スギ	75				
8	秩父市荒川久那	4020	3	25	山林	0.3153	スギ	85				
9	秩父市荒川久那	4012-1	3	24	山林	0.1304	スギ	70				
10	秩父市荒川久那	4013-1	3	33	山林	0.1824	スギ	85				
11	秩父市荒川久那	4012-1	3	24	山林	0.1304	スギ	70				
12	秩父市荒川久那	4013-1	3	33	山林	0.1824	スギ	85				
13	秩父市荒川久那	3987-1	3	15	山林	0.3933	その他広	70				
14	秩父市荒川久那	3921	2	2-3	原野	0.0492	スギ	68				
15	秩父市荒川久那	3922-1	2	2-3	山林	0.0206	スギ	68				
16	秩父市荒川久那	3928-1	2	2-2	原野	0.4073	その他広	70				
17	秩父市荒川久那	3928-6	2	2-2	原野	0.1077	その他広	70				
18	秩父市荒川久那	3928-7	2	2-3	山林	0.0247	スギ	68				
19	秩父市荒川久那	3929-1	2	6	山林	0.3880	スギ	55				
20	秩父市荒川久那	3929-3	2	3-1	山林	0.0218	スギ	62				

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									経営管理 実施権の 始期	経営管理 実施権の 存続期間 （終期） （B）	経営管理権に基 づいて行われる 経営管理の内容 （C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を 控除してなお利益がある場合において甲に支払わ れるべき金銭（D）の額の算定方法
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢				
21	秩父市荒川久那	3929-4	2	3-2	山林	0.0180	その他広	62	2026.5.1	2035.3.31	○ 存続期間中に間伐及び間伐により生じた木材の販売を1回実施するものとする。 ○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のための年1回森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。	（1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○ 間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から間伐に係る経費、木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。 （2. 木材の販売収益の額の算定方法） ○ 間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 （3. 伐採等に要する経費の算定方法） ○ 乙が算定する間伐に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 ○ 乙が算定する木材の販売に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 ○ 社会情勢の変化等、経営管理実施権者の責によらない場合で、当初見積額の2割を超える経費の増が見込まれる場合は、その根拠を明らかにした上で、乙に対して改めて見積書を提出し、乙の了承を得た場合は、当該見積の額に基づいて経費を算定することができる。 （4. 留意事項） ○ 伐採等に要した経費の実費が（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。
22	秩父市荒川久那	3930-3	2	5	原野	0.0243	スギ	55				
23	秩父市荒川久那	3930-4	2	5	原野	0.0008	スギ	55				
24	秩父市荒川久那	3933-1	3	14	原野	0.2032	クヌギ	70				
25	秩父市荒川久那	3933-3	3	29	原野	0.0135	スギ	70				
26	秩父市荒川久那	3933-4	2	4	原野	0.1918	スギ	55				
27	秩父市荒川久那	3933-5	3	14	原野	0.0275	クヌギ	70				
28	秩父市荒川久那	3933-6	2	5	原野	0.0001	スギ	55				
29	秩父市荒川久那	3930-7	3	19-1	畑	0.0707	スギ	54				
30	秩父市荒川久那	3929-2	2	7	畑	0.0089	スギ	108				
31	秩父市荒川久那	3930-1	2	7	畑	0.0330	スギ	108				
32	秩父市荒川久那	3931-1	3	17-1	畑	0.0148	スギ	62				
33	秩父市荒川久那	3930-2	3	19-1	畑	0.0522	スギ	54				
34	秩父市荒川久那	3921	2	2-3	原野	0.0492	スギ	68				
35	秩父市荒川久那	3922-1	2	2-3	山林	0.0206	スギ	68				
36	秩父市荒川久那	3928-1	2	2-2	原野	0.4073	その他広	70				
37	秩父市荒川久那	3928-6	2	2-2	原野	0.1077	その他広	70				
38	秩父市荒川久那	3928-7	2	2-3	山林	0.0247	スギ	68				
39	秩父市荒川久那	3929-1	2	6	山林	0.3880	スギ	55				
40	秩父市荒川久那	3929-3	2	3-1	山林	0.0218	スギ	62				
41	秩父市荒川久那	3929-4	2	3-2	山林	0.0180	その他広	62				
42	秩父市荒川久那	3930-3	2	5	原野	0.0243	スギ	55				
43	秩父市荒川久那	3930-4	2	5	原野	0.0008	スギ	55				
44	秩父市荒川久那	3933-1	3	14	原野	0.2032	クヌギ	70				
45	秩父市荒川久那	3933-3	3	29	原野	0.0135	スギ	70				

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									経営管理 実施権の 始期	経営管理 実施権の 存続期間 （終期） （B）	経営管理権に基 づいて行われる 経営管理の内容 （C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を 控除してなお利益がある場合において甲に支払わ れるべき金銭（D）の額の算定方法
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢				
46	秩父市荒川久那	3933-4	2	4	原野	0.1918	スギ	55	2026.5.1	2035.3.31	○ 存続期間中に間伐及び間伐により生じた木材の販売を1回実施するものとする。 ○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のための年1回森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。	(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から間伐に係る経費、木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。 (2. 木材の販売収益の額の算定方法) ○ 間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 (3. 伐採等に要する経費の算定方法) ○ 乙が算定する間伐に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 ○ 乙が算定する木材の販売に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 ○ 社会情勢の変化等、経営管理実施権者の責によらない場合で、当初見積額の2割を超える経費の増が見込まれる場合は、その根拠を明らかにした上で、乙に対して改めて見積書を提出し、乙の了承を得た場合は、当該見積の額に基づいて経費を算定することができる。 (4. 留意事項) ○ 伐採等に要した経費の実費が(3. 伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。
47	秩父市荒川久那	3933-5	3	14	原野	0.0275	クヌギ	70				
48	秩父市荒川久那	3933-6	2	5	原野	0.0001	スギ	55				
49	秩父市荒川久那	3930-7	3	19-1	畑	0.0707	スギ	54				
50	秩父市荒川久那	3930-1	2	7	畑	0.0330	スギ	108				
51	秩父市荒川久那	3931-1	3	17-1	畑	0.0148	スギ	62				
52	秩父市荒川久那	4027-1	2	9	山林	2.0400	スギ	115				
53	秩父市荒川久那	4027-2	2	12-1	山林	1.0201	スギ	73				
54	秩父市荒川久那	4054	2	35-1	山林	0.9110	スギ	130				
55	秩父市荒川久那	4055	2	35-2	山林	13.4664	スギ	70				
56	秩父市荒川久那	3985-1	3	28-2	山林	0.0538	スギ	80				
57	秩父市荒川久那	3933-2	3	13	畑	0.0370	クヌギ	70				
58	秩父市荒川久那	4052-2	2	21	保安林	4.0039	スギ	64				
59	秩父市荒川久那	3985-2	3	30-1	山林	0.0340	スギ	54				
60	秩父市荒川久那	3985-3	3	28-2	畑	0.1285	スギ	80				
61	秩父市荒川久那	4017-1	3	33-2	山林	0.0805	スギ	55				
62	秩父市荒川久那	4024-1	2	16	山林	0.3197	スギ	80				
63	秩父市荒川久那	4024-3	2	16	山林	0.0868	スギ	80				
64	秩父市荒川久那	4052-3	2	24	保安林	3.2314	スギ	69				
65	秩父市荒川久那	4052-4	2	31-2	保安林	2.8076	スギ	51				
66	秩父市荒川久那	4025-1	3	17-1	山林	0.0591	スギ	62				
67	秩父市荒川久那	4025-3	3	17-1	山林	0.0874	スギ	62				
68	秩父市荒川久那	4052-1	2	16	保安林	1.8429	スギ	130				
69	秩父市荒川久那	4052-6	2	16	山林	0.5570	スギ	130				
70	秩父市荒川久那	4021	3	21	山林	0.4409	スギ	69				

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	Aの森林所有者（甲）		備考 (集積計画番号)
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢		住所又は所在地	氏名又は名称	
1	秩父市荒川久那	4010	3	23	山林	0.9011	スギ	75	<p><時期> ○ 丙から甲に対するDの支払については、木材販売収入額の確定後、速やかに行うものとする。 <相手方及び方法> ○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座</p>		荒川久那-1	
2	秩父市荒川久那	4012-1	3	24	山林	0.1304	スギ	70				
3	秩父市荒川久那	4013-1	3	33	山林	0.1824	スギ	85				
4	秩父市荒川久那	4019	3	23	山林	1.2621	スギ	75				
5	秩父市荒川久那	4020	3	25	山林	0.3153	スギ	85				
6	秩父市荒川久那	4010	3	23	山林	0.9011	スギ	75			荒川久那-2	
7	秩父市荒川久那	4019	3	23	山林	1.2621	スギ	75				
8	秩父市荒川久那	4020	3	25	山林	0.3153	スギ	85			荒川久那-3	
9	秩父市荒川久那	4012-1	3	24	山林	0.1304	スギ	70				
10	秩父市荒川久那	4013-1	3	33	山林	0.1824	スギ	85				
11	秩父市荒川久那	4012-1	3	24	山林	0.1304	スギ	70			荒川久那-4	
12	秩父市荒川久那	4013-1	3	33	山林	0.1824	スギ	85				
13	秩父市荒川久那	3987-1	3	15	山林	0.3933	その他広	70			荒川久那-5	
14	秩父市荒川久那	3921	2	2-3	原野	0.0492	スギ	68			荒川久那-6	
15	秩父市荒川久那	3922-1	2	2-3	山林	0.0206	スギ	68				
16	秩父市荒川久那	3928-1	2	2-2	原野	0.4073	その他広	70				
17	秩父市荒川久那	3928-6	2	2-2	原野	0.1077	その他広	70				
18	秩父市荒川久那	3928-7	2	2-3	山林	0.0247	スギ	68				
19	秩父市荒川久那	3929-1	2	6	山林	0.3880	スギ	55				
20	秩父市荒川久那	3929-3	2	3-1	山林	0.0218	スギ	62				
21	秩父市荒川久那	3929-4	2	3-2	山林	0.0180	その他広	62				
22	秩父市荒川久那	3930-3	2	5	原野	0.0243	スギ	55				
23	秩父市荒川久那	3930-4	2	5	原野	0.0008	スギ	55				
24	秩父市荒川久那	3933-1	3	14	原野	0.2032	クヌギ	70				
25	秩父市荒川久那	3933-3	3	29	原野	0.0135	スギ	70				

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	Aの森林所有者（甲）		備考 (集積計画番号)
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢		住所又は所在地	氏名又は名称	
26	秩父市荒川久那	3933-4	2	4	原野	0.1918	スギ	55	<p><時期> ○ 丙から甲に対するDの支払については、木材販売収入額の確定後、速やかに行うものとする。 <相手方及び方法> ○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座</p>			
27	秩父市荒川久那	3933-5	3	14	原野	0.0275	クヌギ	70				
28	秩父市荒川久那	3933-6	2	5	原野	0.0001	スギ	55				
29	秩父市荒川久那	3930-7	3	19-1	畑	0.0707	スギ	54				
30	秩父市荒川久那	3929-2	2	7	畑	0.0089	スギ	108				
31	秩父市荒川久那	3930-1	2	7	畑	0.0330	スギ	108				
32	秩父市荒川久那	3931-1	3	17-1	畑	0.0148	スギ	62				
33	秩父市荒川久那	3930-2	3	19-1	畑	0.0522	スギ	54				
34	秩父市荒川久那	3921	2	2-3	原野	0.0492	スギ	68				
35	秩父市荒川久那	3922-1	2	2-3	山林	0.0206	スギ	68				
36	秩父市荒川久那	3928-1	2	2-2	原野	0.4073	その他広	70				
37	秩父市荒川久那	3928-6	2	2-2	原野	0.1077	その他広	70				
38	秩父市荒川久那	3928-7	2	2-3	山林	0.0247	スギ	68				
39	秩父市荒川久那	3929-1	2	6	山林	0.3880	スギ	55				
40	秩父市荒川久那	3929-3	2	3-1	山林	0.0218	スギ	62				
41	秩父市荒川久那	3929-4	2	3-2	山林	0.0180	その他広	62				
42	秩父市荒川久那	3930-3	2	5	原野	0.0243	スギ	55				
43	秩父市荒川久那	3930-4	2	5	原野	0.0008	スギ	55				
44	秩父市荒川久那	3933-1	3	14	原野	0.2032	クヌギ	70				
45	秩父市荒川久那	3933-3	3	29	原野	0.0135	スギ	70				
46	秩父市荒川久那	3933-4	2	4	原野	0.1918	スギ	55				
47	秩父市荒川久那	3933-5	3	14	原野	0.0275	クヌギ	70				
48	秩父市荒川久那	3933-6	2	5	原野	0.0001	スギ	55				
49	秩父市荒川久那	3930-7	3	19-1	畑	0.0707	スギ	54				
50	秩父市荒川久那	3930-1	2	7	畑	0.0330	スギ	108				

荒川久那-7

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	Aの森林所有者（甲）		備考 (集積計画番号)	
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢		住所又は所在地	氏名又は名称		
51	秩父市荒川久那	3931-1	3	17-1	畑	0.0148	スギ	62	<p><時期> ○ 丙から甲に対するDの支払については、木材販売収入額の確定後、速やかに行うものとする。 <相手方及び方法> ○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座</p>			荒川久那-8	
52	秩父市荒川久那	4027-1	2	9	山林	2.0400	スギ	115					
53	秩父市荒川久那	4027-2	2	12-1	山林	1.0201	スギ	73					
54	秩父市荒川久那	4054	2	35-1	山林	0.9110	スギ	130					
55	秩父市荒川久那	4055	2	35-2	山林	13.4664	スギ	70					
56	秩父市荒川久那	3985-1	3	28-2	山林	0.0538	スギ	80					
57	秩父市荒川久那	3933-2	3	13	畑	0.0370	クヌギ	70					
58	秩父市荒川久那	4052-2	2	21	保安林	4.0039	スギ	64					
59	秩父市荒川久那	3985-2	3	30-1	山林	0.0340	スギ	54					
60	秩父市荒川久那	3985-3	3	28-2	畑	0.1285	スギ	80					
61	秩父市荒川久那	4017-1	3	33-2	山林	0.0805	スギ	55					
62	秩父市荒川久那	4024-1	2	16	山林	0.3197	スギ	80					
63	秩父市荒川久那	4024-3	2	16	山林	0.0868	スギ	80					
64	秩父市荒川久那	4052-3	2	24	保安林	3.2314	スギ	69					
65	秩父市荒川久那	4052-4	2	31-2	保安林	2.8076	スギ	51					
66	秩父市荒川久那	4025-1	3	17-1	山林	0.0591	スギ	62					
67	秩父市荒川久那	4025-3	3	17-1	山林	0.0874	スギ	62					
68	秩父市荒川久那	4052-1	2	16	保安林	1.8429	スギ	130					
69	秩父市荒川久那	4052-6	2	16	山林	0.5570	スギ	130					
70	秩父市荒川久那	4021	3	21	山林	0.4409	スギ	69					
71	秩父市荒川久那	4022-1	3	28-1	山林	0.4133	ヒノキ	80					
72	秩父市荒川久那	4023-1	3	28-2	山林	0.0466	スギ	80					
73	秩父市荒川久那	4026-1	2	8	山林	2.9832	スギ	54					
74	秩父市荒川久那	4026-2	2	7	畑	0.4958	スギ	108					
75	秩父市荒川久那	4026-4	2	7	山林	0.9768	スギ	108					
													荒川久那-19
													荒川久那-20

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	Aの森林所有者（甲）		備考 (集積計画番号)
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢		住所又は所在地	氏名又は名称	
76	秩父市荒川久那	4035	2	15-1	山林	2.0565	スギ	95	<p><時期> ○ 丙から甲に対するDの支払については、木材販売収入額の確定後、速やかに行うものとする。</p> <p><相手方及び方法> ○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座</p>			荒川久那-21
77	秩父市荒川久那	3931-2	3	17-1	畑	0.1196	スギ	62				
78	秩父市荒川久那	3984	3	30-1	畑	0.0218	スギ	54				
この計画に同意する。												
権利の設定を受ける者（丙）									住所（同上）	株式会社ウッディーコイケ 代表取締役 小池 文喜	印	
権利の設定を受する市町村（乙）									住所（同上）	秩父市長 清野 和彦	印	

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理実施権の設定を受ける者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。
- (3) 備考欄には、経営管理権集積計画の整理番号を記載すること。
- (4) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定められた経営管理権集積計画に基づく森林の場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付するとともに、備考欄に記載すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (5) 当該経営管理実施権配分計画の内容に関して丙が乙に提出した企画提案書及び図面を添付すること。

2 共通事項

この経営管理実施権配分計画の定めるところにより設定される経営管理実施権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容

丙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 善管注意義務

① 丙が経営管理実施権に基づき経営管理を行うに当たっては、善良なる管理者の注意を持って甲の利益に最も適合するように配慮しなければならない。

② 甲は、この経営管理実施権配分計画の定める事項について、丙に対して義務の履行を求めることができる。

(3) 監督義務

乙は、丙に対して当該森林の経営管理の状況等について報告を年1回徴収することで、当該森林において経営管理が行われるよう努めなければならない。

(4) 報告義務

丙は、乙に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回報告しなければならない。

(5) 経営管理実施権の対象とする森林

当該森林にある立木は、甲に帰属する。

(6) 経営管理実施権及び経営管理受益権の設定

この経営管理実施権配分計画の公告により、丙に経営管理実施権が、甲及び乙に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

丙に設定された経営管理実施権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(7) 経営管理実施権の設定等の条件

① 乙は、当該森林に係る経営管理権集積計画を取り消す場合にはあらかじめ丙に通知するものとし、当該経営管理権集積計画を取り消した場合は、当該経営管理実施権配分計画を取り消すものとする。

② 乙は、丙が次のいずれかに該当する場合には、経営管理実施権配分計画のうち丙に係る部分を取り消すことができる。

ア 偽りその他不正な手段により乙に経営管理実施権配分計画を定めさせたことが判明した場合

イ 森林経営管理法第36条第2項各号に掲げる要件を欠くに至ったと認める場合

ウ 当該森林について経営管理を行っていないと認める場合

エ 経営管理実施権配分計画に基づき支払われるべき金銭の支払又はこれに代わる供託をしない場合

オ 正当な理由がなくて（4）の報告をしない場合

③ 乙は、災害その他の事由により当該森林において、丙が（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難であると認めるときは、気象災等により被害が発生して（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理実施権配分計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

④ 丙は、1の個別事項に定める経営管理実施権の存続期間の途中において解約しようとする場合は、甲及び乙の同意を得るものとする。

⑤ 乙及び丙は、この経営管理実施権配分計画に定めるところにより設定される経営管理実施権に関する事項は変更しないものとする。

⑥ 丙は、当該経営管理実施権の全部又は一部について、第三者に移転若しくは設定してはならない。

⑦ 丙の権利義務の全部を承継した者は、当該経営管理実施権についても承継するものとし、丙又は当該権利義務の全部を承継した者は、あらかじめ、その旨を甲及び乙に通知するものとする。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、丙が甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 丙は、(1)及び(10)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは丙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された森林作業道その他の施設を使用し、若しくは丙以外の者に使用させることができる。
- ② 丙は、(1)及び(10)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に路網その他の施設を設置し、又は丙以外の者に設置させることができる。この場合において、丙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

(10) 森林保険

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、丙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と丙の協議により定める。
- ② 丙は、丙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができ、その場合甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は丙がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、丙は当該保険金の請求及び受領を甲から受任するものとし、丙が当該保険金を復旧の用に供するため、当該保険金全額は丙に帰属するものとする。

(11) 災害等による経営管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、丙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 丙は、丙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 丙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、丙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理実施権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

- ① 経営管理実施権の存続期間の満了した場合において、甲乙丙の間で金銭の支払(1の個別事項に定める丙から甲に支払われるべき金銭及び丙が1の個別事項に定める経営管理の内容の全部又は一部を実施していないことにより、丙が甲から預かった金銭のうち甲に返還すべき金銭除く。)は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。
- ② 経営管理実施権の存続期間の中途において経営管理実施権が消滅した場合において、丙が1の個別事項に定める経営管理の内容の全部又は一部を実施していない場合は、丙は甲に対して、(11)に掲げる事項による場合を除き、経営管理の経費に相当する額を支払うものとする。

(14) その他

この経営管理実施権配分計画に定めのない事項及びこの経営管理実施権配分計画に疑義が生じたときは、甲、乙、丙が協議して定める。